

由布市移住応援給付金について

移住者（県外から由布市への移住）に対して、移住応援給付金を支給します。
※移住前に市への相談（電話、メール、オンライン相談、窓口相談）をお願いします。

【補助要件】

- ①由布市移住支援金の交付を受けてないこと
- ②県外からの移住であること
- ③移住後、由布市内へ5年以上定住することを誓約できること
- ④職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入でないこと など

【補助額】

（基本額）

- ・子育て世帯（18歳未満の子供がいる世帯） 30万円
- ・その他の世帯 20万円

（地域加算）

- ・居住地が由布市内の過疎・辺地地域（※）の場合 20万円
- ・その他の地域の場合 10万円

※過疎地域・・・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に基づき、本市が定めた計画の地域

※辺地地域・・・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条に基づき、本市が定めた計画の地域

【提出書類】

（申請時）

- ・申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・承諾書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・その他添付書類

その他添付書類の例：物件の契約書、転入前居住地の住民票や転出証明書

（実績報告時）

- ・実績報告書（様式第8号）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・住民票
- ・その他添付書類

その他添付書類の例：物件の契約書、引越の領収書